

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IP ネットワーク設備委員会（第 87 回）

1 日時

令和 7 年 6 月 5 日(木) 10:00~11:21

2 場所

Web 開催

3 出席者(敬称略)

(1) 委員会構成員

相田 仁（主査）、森川 博之（主査代理）、朝枝 仁、石井 義則、岩田 秀行、  
内田 真人、江崎 浩、武居 孝、田中 絵麻、宮田 純子、矢入 郁子

(2) オブザーバ

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、  
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、  
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人 ICT-ISAC、  
日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、  
ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

(3) 総務省

大村 真一（電気通信事業部長）、大塚 康裕（安全・信頼性対策課長）、  
竹淵 翔矢（安全・信頼性対策課課長補佐）

4 議事

(1) IP ネットワーク設備委員会報告（案）について

- ・事務局（竹淵課長補佐）より、資料 87-1 に基づき、「令和 7 年 5 月 28 日に LINE ヤフー株式会社から提出された意見（抜粋）と報告書における記載（案）」及び資料 87-2 に基づき「IP ネットワーク設備委員会報告（案）」のうち第 1「検討の背景」～第 4.5「(1) 電気通信事故報告制度の目的」について説明がなされた。説明終了後、質疑応答を行った。質疑応答の様子は以下のとおり。

【矢守構成員（竹淵課長補佐代読）】

LINE ヤフー社の意見書に関し、無料のインターネット関連サービスは携帯電話サービスと技術的差異、サービスの普及過程における違いはあるが、メッセージングサービス等の無料のインターネット関連サービスは国民生活のインフラとして確固たる地位を築いている。それらのサービスが長時間利用不可となった場合、我々の生活に重大な影響を及

ぼす可能性があるため、事故が発生した際の一定の社会的責務が求められる。

現状の報告書（案）に示されている無料のインターネット関連サービスの報告基準の見直し案は諸外国と比較しても過度な水準ではないと考える。

【江崎構成員】

LINE ヤフー社からの意見について、共通認識として、行政指導と事故報告制度は独立のものである。報告に対する対策は自立的に各社が行うものであり、LINE ヤフー社の懸念は当たらないと考えている。

事故報告制度ができた当初と比較して、インターネットサービスの重要性が上がっており、そのための対策が必要である。LINE ヤフー社等の事業者からヒアリング機会が十分でなかったことは反省点であるが、今回の見直しは、データ通信事業者もステークホルダーとして議論の中に入れていく良い機会と考える。

【森川主査代理】

江崎構成員の意見に賛成する。LINE ヤフー社の意見についても感謝する。事務局案のような形で一步進めて行くことが良いと考える。

電子メールサービスに関して、メッセージングサービスとは異なる特性を有しながら共存しているものである。例えば、大学の出願やインターネットバンキング等のワンタイムパスワードの受信の際に電子メールが用いられている。無料であっても社会的役割が大きいことから今回の見直しに含めることが良いと考える。

無料の音声通話サービスについては、番号が割り振られているものではないが、これは発信者と受信者が遅延なく同時双方向性が確保されて初めて利用されるものである。利用者から見たら同じ電話として認識されている場合が多い。有料・無料にかかわらず、報告基準として同じものが適用されることが良く、今後もその形を維持していくことが重要である。

事務局案のように進めて行くことに賛同するが、「重大な事故」の表現について、事務局案にもあるように工夫していってほしい。

【宮田構成員】

報告書（案）をまとめていただき感謝する。LINE ヤフー社の意見についても感謝する。他の構成員の意見に賛同する。近年のインターネットサービスの使われ方が変化してきている中で対応する第一歩である。ここから今後議論しながら変えながら調整していくものであり、今使われているインターネットサービスについて、できるところからやっていくということに賛同する。

【田中構成員】

報告書（案）をまとめていただき感謝する。方向性に賛同する。「重大な事故」の用語の使われ方について、抵抗があるように感じる。

電気通信から情報通信に移行していく中で用語を全体的に見直す必要があると考える。例えば「影響度の大きい事障害事例」といったようにインターネット時代に合わせていき、

新しい時代に合わせる必要があると考える。

【内田構成員】

他の構成員の意見に基本的に賛同する。なお、無料音声通話サービスに関するLINEヤフー社の意見を通じて、有料・無料の違いに加えて、通信品質に係る基準の有無という違いもあり、両者を比較することには難しさがあることに改めて気付かされた。このような差異がある中で、「緊急通報を取り扱わない音声役務」として一括して扱う妥当性について、これまで十分に整理・議論されてこなかったのではないかと感じている。他の構成員が述べていたが、この論点については、今後も継続的に議論していくことが適当である。

【竹淵課長補佐】

検討の方向性について賛同いただき感謝する。江崎構成員からは行政指導と事故報告基準は別のものであると指摘いただいた。事務局としてもそのように考えている。LINEヤフー社等のステークホルダーと建設的な議論し、協力ができるように引き続き取り組んでいきたい。

森川主査代理からは全体的に賛同いただけるとのことで、電子メールの重要性・無料の音声通話サービスの重要性について意見をいただいた。

宮田構成員、田中構成員からも賛同の意見をいただいた。田中構成員からは「重大な事故」の表現についてご意見をいただいた。運用の中で工夫できると考えており、その旨報告書（案）にも記載している。

内田構成員から指摘をいただいた無料音声通話サービスについては、将来的に考えなければならない項目でもあるため、報告書の記載ぶりについては、相田主査とも相談していきたい。

- ・事務局（竹淵課長補佐）より、資料 87-2 に基づき、第 4.5 「(2) 「重大な事故」の報告基準の見直し」について説明がなされた。説明終了後、質疑応答を行った。質疑応答の様子は以下のとおり。

【内田構成員】

資料 53 ページの無料音声通話サービスの書きぶりについては相田主査と検討いただけるとのことなのでよろしくお願いいたします。

【矢入構成員】

全体的な話になるが、報告基準の見直しが難しい理由は、エベレット・ロジャースのイノベーター理論で言うと、新しいサービスが入ってきて新しいイノベーションが普及していくが、昔のものは普及している中で、新しいものが普及途中の場合など色々複雑なことがあり、一概に人数・時間で括ると市場から反発を産むということかと思う。イノベーター理論の観点も踏まえて制度の在り方を考えていくことが一つ重要かと思う。

次に、情報通信白書で電気通信事故検証会議の記載について、それぞれの活動が短く取りまとめられているが、消費者・電気通信事業者の間で情報を流通させるというニュアン

スが伝わりにくい文章が残念である。業界の方々も目的を理解いただき、我々もやりやすくなるのではないか。これからも基準の改定は必須であり、そういう意味で制度自体を周知することも重要であると思う。

#### 【朝枝構成員】

矢入構成員の前半部分の指摘について、同じようなことを感じた。基本的に事務局案に賛同しているが、意見を述べる。

新しいベンチャーが出てきて新しいアプリ・サービスが出てきて、世の中が変わっていくことがあるが、そのイノベーションを起こそうとしている人に対し、厳しいルールが足枷になってはいけないうのではと思う。

これまで「重大な事故」といったひと昔前の表現が使われており、前半の議論でそのような言葉が使われており、変えていかなければならないという指摘があった。

ルール作りとイノベーションの間で時間差があり、ルールが後追いで厳しくなることで未来のイノベーションの足枷になるのであれば、そういった部分もケアしないといけない。事務局案の方向性には賛同しているが、チャレンジングな人たちが躊躇しないような方向にもっていく必要性もある。

#### 【田中構成員】

事故報告制度を前向きに捉えており、無料のインターネットサービスであっても1,000万人以上の利用者がいれば社会インフラとして機能しているとみなして良いという点について賛同する。

例えばXでも3分程度サービスが使えないとなると障害が起きたと敏感に反応してチェックする状況にある。事故報告制度の見直しにより、行政がしっかりと監督して事業者も報告しているということで信頼性向上に繋がるのではないかと感じる。

イノベーションを阻害する側面もあるが、社会に浸透していくときに必要な制度であるため、維持発展させていくものであると考える。

#### 【相田主査】

速やかな報告と詳細な報告の違いについて、速やかな報告は利用者周知のために行われ、詳細な報告は再発防止、他の事業者への共有のために行われる。出てきたサービスの品質が高いことを求めるものではない一方で、新興サービスには現状のサービスがどういった程度のものであることを利用者に認識していただくことも重要である。

#### 【竹淵課長補佐】

矢入構成員、朝枝構成員からは事故報告制度の見直しが新しいサービス・イノベーションの阻害になってはいけないという意見をいただいた。御指摘のとおりであり、例えば無料のインターネット関連サービスの報告対象は、月間のアクティブユーザー数が1,000万人以上という条件を付すなど、社会インフラとして高い期待度が求められる事業者に限って報告基準の対象としている。

なお、今回の議論から外れるが、電気通信事業報告規則に基づく事故報告が4半期に1

回であったが、スタートアップ等からの要望により、規制改革実施計画に基づき、1年に1度への制度改正を行った。スタートアップ・イノベーションの阻害になってはいけないと認識している。

矢入構成員からの情報通信白書の電気通信事故検証会議の目的・役割が分かりづらいという指摘をいただいた。他の構成員からも指摘いただいている「重大な事故」という表現をはじめ、制度の目的・事故検証会議の目的が事業者・国民に理解いただけるよう表現を工夫していきたい。

田中構成員からもアクティブユーザー数が1,000万人以上の利用者があるサービスは社会インフラとして機能しており、事業者から報告いただき官庁としても確認することで国民・利用者から理解いただけると考えているという意見については貴重な御指摘と考えている。

相田主査からの事故報告制度の目的に関して、速やかな報告と詳細な報告について意見をいただいた。速やかな報告は利用者周知の側面が強く、実態を利用者に見える化する必要があると考える。

- ・事務局（竹淵課長補佐）より、資料87-2に基づき、第4.5「(3) 重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態として報告対象となる事態の見直し」から第5「今後の対応」まで説明がなされた。説明終了後、質疑応答はなかった。

#### 【相田主査】

本日構成員から頂いた報告書（案）について、基本的に賛同いただいたが、内田構成員からいただいた指摘と記載の見直しをした方が良い点については、事務局と私に一任いただき、修正した報告案で意見募集を行いたいと思うがどうか。

（異議なしとして承認された。）

#### （2） その他

- ・事務局（竹淵課長補佐）より、今後の予定等について説明が行われた。

（以上）